

令和4年5月26日
保健福祉政策部国保・年金課

後期高齢者医療制度における自己負担割合2割の導入について

1 主旨

後期高齢者医療制度においては、令和3年6月に成立した「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」および政令により、令和4年10月1日から一定の収入がある被保険者の自己負担割合が1割から2割に引き上げとなる。

一方で、令和4年7月31日には現在発行している被保険者証の有効期限が到来するため、全被保険者を対象に被保険者証の一斉送付を令和4年7月に実施する。それに加え、自己負担割合2割の導入に伴い、令和4年9月にも一斉送付を実施する。短期間に2回被保険者証を送付するため、被保険者や関係機関に混乱の無いよう十分な情報提供に努める。

2 負担割合の判定基準および世田谷区被保険者数

(1) 現行（令和4年9月30日まで）

負担割合	判定基準（原則）	被保険者数 (令和4年3月末)
3割	世帯内被保険者に住民税課税所得145万円以上の方がいる場合	21,268人 (22%)
1割	世帯内被保険者がいずれも住民税課税所得145万円未満の場合	77,160人 (78%)

(2) 2割導入後（令和4年10月1日から）

負担割合	判定基準（原則）	被保険者数 (想定・概算)
3割	世帯内被保険者に住民税課税所得145万円以上の方がいる場合	22,000人 (約22%)
2割	以下の①②の両方に該当する場合 ① 同じ世帯の被保険者の中に課税所得が28万円以上145万円未満の方がいる ② 「年金収入（遺族年金、障害年金を除く）」＋「その他の合計所得金額」の合計額が ・被保険者が1人……………200万円以上 ・被保険者が2人以上…合計320万円以上	23,000人 (約23%)

1割	以下のいずれかの場合 ・世帯内被保険者がいずれも住民税課税所得28万円未満 ・2割判定基準①に該当し、同②に該当しない ・住民税非課税世帯	54,000人 (約55%)
----	--	-------------------

厚生労働省の試算では、東京都の被保険者の約23.1%が2割負担の対象者と見込んでいる。この割合を元に試算すると、世田谷区では約23,000人が2割負担の対象と見込まれる。

3 配慮措置について

長期にわたる外来受診について、急激な負担増を抑制するため、2割負担になる者の外来受診の負担増加額について、最大でも月3千円に収まるよう措置を講じる。急激な負担増加を抑制するためのものであり、施行後3年間の経過措置とする。

上限額を超えて支払った金額は高額療養費として、東京都後期高齢者医療広域連合より後日支給される。

厚生労働省の試算では、新たに2割負担となる対象者の中で、負担増となる者は約93%と見込んでいる。配慮措置の対象となる月がある者はその中の約80%を見込んでいる。

【配慮措置の計算例】 1か月の医療費全体額が「50,000円」の場合

自己負担割合1割のとき①	5,000円
自己負担割合2割のとき②	10,000円
負担増③ (②-①)	5,000円
窓口負担増の上限④	3,000円
支給(払い戻し)等(③-④)	2,000円

4 今後のスケジュール

(1) 被保険者証送付

全被保険者を対象に下記日程にて被保険者証を一斉送付する

① 令和4年7月中旬発送 <券面の色：藤色>

有効期限：令和4年8月1日から令和4年9月30日まで

負担割合：1割または3割

② 令和4年9月中旬発送 <券面の色：水色>

有効期限：令和4年10月1日から令和6年7月31日まで

負担割合：1割、2割または3割

(2) 区民への周知（予定）

- 6月15日 区のお知らせ「せたがや」記事掲載（7月中旬の保険証一斉更新について）
下旬 広域連合より医療機関向けポスター配布
- 7月 1日 区のお知らせ「せたがや」帯記事掲載（7月中旬の保険証一斉更新について）
2日 いきいき通信 vol.32 発行（広域連合にて主要新聞に折込）
上旬 区ホームページ掲載（配慮措置について）
上旬 出張所、くみん窓口、まちづくりセンター、高齢者事業所へポスター配布
中旬 区広報板へポスター掲出
- 9月 1日 区のお知らせ「せたがや」記事掲載（2割導入、9月中旬の保険証発送および配慮措置について）
上旬 町会回覧にて2割導入に関するリーフレット配布
上旬 出張所、くみん窓口、まちづくりセンターへ2割導入に関するリーフレット配布
上旬 いきいき通信 vol.33 発行（広域連合にて主要新聞に折込）
その他 国がインターネット・BS番組・ラジオ番組・新聞広告での広報を予定している。